

平成 21 年言渡し審決取消訴訟判決に見る 進歩性判断（機械分野を主として）(1)

序（審決取消し率など）

会員 渡部 温

概要

1. 特許有効審決の取消率が劇的に低下

特許有効審決の取消率は、機械分野で、 $0 / 8 = 0$ 割と、平成 19 年・15 年の 6 割・7 割から劇的に低下した。全技術分野での取消率も、 $2 / 23 \approx 1$ 割と、平成 15 年～19 年の 4 割～6 割から劇的に低下した。（本文 1.6(1)参照）

2. 特許無効審決の取消率が大幅に上昇

特許無効審決の取消率は、機械分野で、 $7 / 23 \approx 3$ 割と、平成 19 年・15 年の 1 割前後から大幅に上昇した。全技術分野での取消率も、 $17 / 52 = 0.32$ と、平成 15 年～19 年の概ね 1 割から大幅に上昇した。（本文 1.6(2)参照）

3. 拒絶審決の取消率も大幅に上昇

拒絶審決の取消率は、機械分野で、 $11 / 34 = 0.32$ と、平成 19 年・15 年の 1～2 割から相当程度上昇した。全技術分野での取消率も、 $25 / 84 = 0.30$ と、平成 15 年～19 年の 1～2 割から大幅に上昇した。（本文 1.6(4)参照）

4. 特許権者・出願人勝訴率が大幅に上昇

上記 3 種の審決の取消訴訟における特許権者・出願人の勝訴率は、機械分野で、前半が $12 / 25 = 0.48$ 、後半が $15 / 41 = 0.37$ であった。この数値は、平成 15 年の 0.19 や平成 19 年の 0.15 より大幅に高かった。全技術分野での特許権者・出願人勝訴率は、前半が $28 / 68 = 0.41$ 、後半が $35 / 91 = 0.38$ であった。この数値も、近年の 1～2 割と較べて相当高いといえる。（本文 1.6(5)参照）

5. 化学・医薬・バイオ系の事件での特許権者・出願人勝訴率

化学・医薬・バイオ系の事件では、前半の特許権者・出願人勝訴率が $10 / 17 = 0.59$ と高かったが、後半では $7 / 21 \approx 3$ 割と低くなった。（本文 1.7(1)参照）

6. 電気・物理・情報系の事件での特許権者・出願人勝訴率

電気・物理・情報系の事件では、前半の特許権者・出願人勝訴率は $6 / 26 \approx 2$ 割と低かったが、後半では $12 / 30 = 0.40$ と高かった。（本文 1.7(2)参照）

7. 担当部別の特許権者・出願人勝訴率

担当部別の特許権者・出願人勝訴率は、1 部・3 部が 0.47、2 部が 0.43、4 部が 0.24 であった。（本文 1.8 参照）

8. 有効審決の維持判決における判断のポイント

本件発明認定・引用発明認定に関するものと並んで、課題・分野・動機付け・設計事項・効果などの想到容易性の判断においても、特許権者側に有利な方向性の判断がなされているものが目立つ。「単に、平成 21 年の訴訟対象審決に、偶然、事実認定の誤りがない審決がそろっていたので、全ての有効審決が維持されただけ」とはいえないと思われる。（本文 1.9、1.10 参照）

9. 無効審決・拒絶審決の取消し率が高かった理由

(1) 「誤り含み維持判決」の減少

無効審決や拒絶審決の取消訴訟において、「審決に誤りはあるが結論に影響を及ぼさない」として取消されなかった判決（「誤り含み維持判決」という）が、今回は、請求棄却判決中の 1 割以下と少なかった（分析は機械分野のみ、平成 19 年は約 2 割）。結論が進歩性無となっている誤り含み審決を、裁判所が、より積極的に取消しているように思われる。この「誤り含み維持判決」の減少の分（約 1 割）だけでも、今回の取消し率増約 2 割の半分程度にはなる計算である。（本文 1.11(1)参照）

(2) 「小さい違い」をも慎重にかつ暖かく評価

引用発明と“小さい違い”しかないように見えそうな発明、あるいは、引用発明との違いが“当たり前”のこのように感じそうな発明について、その“違い”を、裁判所が、慎重に、かつ“発明に対する愛情”をもって検討して下さった結果、無効審決や拒絶審決の取消となったケースが多いように感じられる。（本文 1.11(2), 1.12 参照）

10. 知財高裁の進歩性判断スタンスに変化が認められる。

筆者は、「平成 21 年の知財高裁の進歩性判断のスタンスは、平成 15 年ころと較べて大きく変わった」と思う。かつ、その変化は、特定の部・技術分野についてのみではなく、ほとんどの部・技術分野について起きていると思う。

ただし、無効審決と拒絶審決の維持判決には、昔ながらの厳し目の言い回しを含む判決も相当数見受けられる。（本文 1.13 参照）

目次

第 1 章 序

1.1 はじめに

1.2 検討判決一覧表

1.2.1 機械分野判決一覧表

1.2.2 全分野判決集計表

1.3 検討判決の種類別件数

1.4 審理期間

1.5 先行技術

1.6 機械分野ないし各分野合計の審決取消し率等

(1) 有効審決の取消し率

(2) 無効審決の取消し率

(3) 有効審決の取消し率と無効審決の取消し率との劇的逆転

(4) 拒絶審決の取消し率

(5) 特許権者・出願人勝訴率

1.7 他技術分野の特許権者・出願人勝訴率

(1) 化学・医薬・バイオ系の事件

(2) 電気・物理・情報系の事件

1.8 担当部毎の特許権者・出願人勝訴率

1.9 有効審決の取消し率が今回劇的に下がった理由

1.10 特許有効審決の取消訴訟における判断のポイント

1.11 無効審決・拒絶審決の取消し率が高かった理由

(1) 「誤り含み維持判決」の減少

(2) 「小さい違い」をも多くの判決で慎重評価、そのような判決は特定の部に集中しているか？

(3) 「小さい違い」を慎重評価する傾向の端緒

1.12 無効審決・拒絶審決の取消判決における判断のポイント

1.13 昔ながらの厳し目の言い回しの判決もある

以下、次号以降に分析していく予定の項目

第 2 章 争点各論及び判決要旨紹介

2.1 後知恵や恣意的解釈・判断の回避必要性に言及した判決、その旨の当事者の主張に対する判断をしなかった判決

2.2 示唆・動機付け・理由付けを厳密に要求した判決、それほどでない判決

2.3 課題の違いを重視した判決、それほどでない判決

2.4 技術分野の同一性を根拠とする進歩性判断に慎重であった判決、他方「技術分野同一→組合せ容易」とした判決

2.4 機能・作用の差を重視した判決、それほどでない判決

2.5 設計事項を理由とする進歩性否定に慎重であった判決、それほどでない判決

2.5 発明の効果を評価した判決、評価しなかった判決
以下、周知技術、阻害要因、技術的思想の異同、「本件発明認定」、「引用発明認定」、数値限定・パラメータ、商業的成功、手続き的事項、その他について、順次検討する予定である。

第 1 章 序

1.1 はじめに

平成 21 年に言渡しのあった特許関係の審決取消訴訟判決の中で、いわゆる発明の進歩性（非容易性）が問われた機械分野のケース 65 件を概観する。本稿は、本紙の 2009 年 Vol.62 No.7, 11, 12 に掲載された平成 19 年言渡し判決の分析、2005 年 2・4・6・10 月号及び 2006 年 7・9 月号に掲載された平成 15 年言渡し判決の分析、2002 年 6・7 月号に掲載された平成 12 年言渡し判決の分析、2000 年 2・3 月号に掲載された平成 8・9 年頃言渡し判決の分析の続編である。

発明の技術分野は、筆者にとって親近感のある機械分野としたが、取消し率の分析においては、全技術分野のケース 159 件についても見てみた。事件の各技術分野別の振り分けは、争点の技術的特性が何かによって、筆者が主観的に判断した。

判決の選択方法は、知財高裁の HP の判決検索ページにおいて、期間・審決取消訴訟・特許・キーワード「進歩性」で検索して抽出した。ピックアップした判決の中には、主たる争点が進歩性の判断以外であったものが少数あると思われるが、大勢に影響はないと考える。

1.2 検討判決一覧表

今回分析した機械分野の判決は合計 65 件である。41～46 頁に一覧表を掲載した。取消し率の分析において検討した全技術分野のケース 159 件の集計表は 40 頁に掲載した。なお、2つの表において、機械分野の判決の件数が 1つ違うが、機械分野判決の分析では、主たる争点が進歩性の判断以外にあったものを除いたためである。

1.2.1.1 機械分野判決一覧表

1.2.1.2 一覧表中の各項目の意味

表中の各欄の項目の意味は以下のとおりである。

① No.

本稿で任意に付した No. である。“ムフキ”や“ムセト”などの「頭のカタカナ」“ム”は、特許無効審判（特許法第 123 条）の審決に対する取消訴訟であることを示す。“ム”の次の“フ”は無効審判の請求不成立（進歩性有・有効審決），“セ”は無効審判の請求成立（進歩性無・無効審決）を示す。最後の“キ”は審決取消訴訟の請求棄却（審決維持）を示し、最後の“ト”は

審決取消を示す。

頭のカタカナが“キ”となっているものは、拒絶査定不服審判（同第 121 条）の拒絶審決に対する取消訴訟であることを示す。二番目の“キ”は審決取消訴訟の請求棄却（審決維持）を示し、二番目の“ト”は審決取消を示す。

② 進歩性の有無

矢印の上の“有”，“無”は、特許庁の審決における進歩性有無の判断を示し、矢印の下の“有”，“無”は判決文から読み取れる裁判所の進歩性有無の判断を示す。“消”は、審決等は取消されたが、判決文から進歩性の有無についての裁判所の判断を読み取りにくいことを示す。

③ 「結論不影响審決の誤り」

判決文中で「審決の認定・判断に誤りがあるが、結論に影響を及ぼさない」と明言している判決について、この項目の欄に「あり」と表記した。

④ 言渡日

判決の言渡日である。

⑤ 事件番号

審決取消訴訟の事件番号である。

⑥ 審理期間

一番上に“二次”，“三次”とあるものは、差戻のあった事件である。

特許庁における審理期間（上段）と知財高裁における審理期間（下段）を示す。“トータル”は、差戻があった事件における特許庁と知財高裁の審理期間を合計した期間を示す。

“・”の左の数字が年、右の数字が月であり、例えば、“1・11”の場合、審理期間が「1年11ヶ月（切り下げ）」であったことを示す。

“?”は、判決文に期間の初期などが記載されていないため期間を計算できないものである。

⑦ 発明の名称・国際分類

対象出願または特許に係る発明の名称、及び、その国際分類（筆頭・大分類）である。今回分析した機械分野の発明は、大分類の D（繊維・紙）以外の全分類にわたっている。

⑧ 主たる先行技術

本件発明の進歩性を否定するために引用・提出された文献などのうちの主要なものである。“主要”とは、判決文中での言及が多かったという意味である。

⑨ 争点パターン

検討した判決文における裁判所の判断事項を類型化して“争点パターン”として抽出した。各争点パターンそのものの意味については、2章「争点各論」の対応部分を参照されたい。

表中の“◎”は、大いに参考になるとと思われる判断を裁判所がしたことを示す。“○”は、その争点パターンが主な争点となって、裁判所が参考になるとと思われる判断をしたことを示す。“△”は、それ以外の、判決文に言及のある争点である。なお、◎・○・△の評価は、2章の各論執筆中に違ってくる（深まってくる）こともあるので、詳しくは、後日本誌に掲載されるであろう各論の表（判決文の引用も掲載）を参照されたい。

⑩その他

関係者の内外人、発明の性格、その他の争点などを記した。

1.2.2 全分野判決集計表

40 頁に掲載した。なお、表は、年前半と年後半を別々に成製した。表の欄内の“・”は1件の判決を表す。

1.3 検討判決の種類別件数

今回検討した機械分野の判決を、審判・審決の種類によって分類した。その件数、及び、前回（平成 19 年）との比較を、以下に示す。全体では減少傾向（1割強減）であるが、特に、無効審決に対する審決取消訴訟の件数は、約 2 割減少している。そうなったのは、平成 10 年代における無効審決の取消し率が低かった（1割程度）ので、無効審決を受けた特許権者が出訴をギブアップする割合が高くなったからかもしれない。

審決の種類別の判決件数

無効審判の有効審決（不成立）：8 件（前回 7 件）

無効審判の無効審決（成立）：23 件（前回 30 件）

拒絶査定不服審判の拒絶審決（棄却審決）：34 件（前回 38 件）

全体合計：65 件（前回 75 件）

1.4 審理期間

(1) 特許庁における審理期間

無効審判については、今回分析中に“差戻”のものが多く（31 件中の 10 件）、それらの中には、審判審理期間が 1～3ヶ月と短いものがある（ムセト 3、ムセト 5、ムセキ 2、ムセキ 6 など）。“差戻”でないものでは、

早いもので半年前後（ムフキ 5、ムフキ 8、ムセキ 7、ムセキ 11）、一般的には 8～10 月前後といったところである。なお、ムフキ 6 は、被請求人（特許権者）が不出頭・不応答で、審理期間 3ヶ月と短くなっている。

拒絶査定不服審判については、1年 10ヶ月から 2 年半が一般的なところである。特に短いものとしては、キト 3 やキキ 9、キキ 23 の 5ヶ月がある。これらは「早期審理制度」（特許庁 HP「早期審査・審理ガイドライン」参照）の対象であったものと思われる。

(2) 裁判所における審理期間

裁判所における審理期間は、審判の種類に関係なく、8ヶ月～1年が標準的である。特に短いものでは、ムフキ 6（被告が不出頭・不応答）の 3ヶ月、ムセキ 6 の 5ヶ月、キキ 7 の 5ヶ月などがある。一方、長いものでは、ムセト 1 の 1年 6ヶ月（関連訴訟と判決日を合わせたためか）というものがある。

(3) 無効審判とその取消訴訟トータルでの審理期間（差戻のからんだものなど）

上述のように、今回分析した無効審判の取消訴訟では、特許庁へ差戻された後の二次審決・三次審決に対するものが相当あった。差戻となった事件における手続き経緯は、無効審判→無効審決→取消訴訟提起・訂正審判請求→審決取消→差戻審判→二次審決→取消訴訟提起→判決（事件番号ムセト 1 など）、が典型的である。このような差戻のからんだものでは、トータルの審理期間はかなり長くなっている。例えば、ムセト 1～5 の 3 年前後、ムセキ 3（三次）の 4 年 3 ヶ月などがある。

特許侵害の警告を受けて無効審判で対抗する際には、無効審決を得たとしても、その後に特許権者に訂正審判で対抗され、思わぬ長期戦に巻き込まれる可能性があることは、リスク管理上の要考慮事項と思われる。

差戻がからんでいないものの審理期間トータルは、標準的には、1年半から 2 年である。

(4) 当事者外国人のケース

平成 15 年の前々回分析では、当事者が外国人のケースで審理期間の長いものが多かったが、今回は目立つほどではなかった。外国人当事者への手続期間の付加が短縮された（特許庁「無効審判及び訂正審判における応答期間についての運用指針」、平成 16 年 1 月 1 日から運用）ためと思われる。

1.5 先行技術

進歩性判断における先行技術（引例，引用例，引用文献，刊行物，証拠などとも呼ばれる）のうち主要なもの（判決文での言及量の多いもの）をピックアップして，その文献名を表に記載した。

全体を見て気づく点は，以下のとおりである。なお，平成 19 年・15 年の状況も同様であった。

- ①日本の特実公報を主な先行技術として，特許が無効となっているものが相当ある。
- ②無効審判の先行技術として，日本の特実公報の次に目立つのは USP（8 件，全体の 1 割以上）である。先行技術探しをするときは，日本の特実公報の次に，USP を調べることが選択肢となろう。
- ③拒絶の引用文献も，ほとんどが日本の特実公報である。

1.6 機械分野ないし各分野合計の審決取消し率等

今回検討した機械分野の事件における審決の取消率，並びに特許権者・出願人勝訴率は，以下のとおりである。なお，適宜，全技術分野の取消し率についても言及する。また，他の技術分野の特許権者・出願人勝訴率については，1.7 で説明する。

本稿のように，判決の結論に着目して，その集計数値を捏ね回しても，「審決取消訴訟における判断の本質に迫ることはできず，将来の事件の判断予測にも役立つ」とのご批判，あるいは，「足し算と割り算なら小学生でもできる」とのお叱りも，大いにあるかとは思いますが，このような分析も何らかの参考にはなるであろう。

なお，平成 21 年に入って，化学系を中心として，事後分析排除の必要性に言及した判決が出現しているとして，既に以下の報告・論説がなされている。

- ①知財管理 Vol.59 No.12 2009 1631 「進歩性の判断基準」 弁理士 細田 芳徳氏
- ② KTK セミナー 平成 21 年 12 月 4 日 「進歩性判断は最近，振れたか」 弁理士 吉田 昌司氏，弁護士 小松 陽一郎氏

(1) 有効審決の取消し率

今回検討した機械分野の有効審決，すなわち無効審判で“進歩性有”とされた審決に対する取消訴訟の件数は 8 件（ムフキ 1～8）であるが，このうち取消されたのは 0 件で，取消率は $0 / 8 = 0$ 割である。この数

字は，筆者の分析による，平成 19 年の約 6 割，平成 15 年の約 7 割，平成 12 年の約 6 割と較べて，劇的に低くなっている。

全技術分野について見ても，有効審決の取消率は， $2 / 23 \div 1$ 割であり，平成 15 年～平成 19 年の約 4～6 割から劇的に低下した。なお，平成 15 年～平成 19 年の約 4～6 割という数字は，特許庁編「審判の現状」[平成 20 年度の審判部の審理施策]（特許庁 HP）における，特・実の審決取消訴訟全体の数字（進歩性以外の争点含む）である。しかしながら，争点の大半は“進歩性”であろうから，大勢に影響はないと思われる。

このように，有効審決の取消し率が劇的に低下したことの理由（仮説）については，後ほど，1.9 で考察する。

(2) 無効審決の取消し率

一方，無効審決，すなわち特許無効審判において“進歩性無”とされた審決の取消訴訟 23 件（機械分野，ムセト 1～7，ムセキ 1～16）に関しては，取消されたものは 7 件で，取消し率は約 3 割である。この数字は，平成 19 年・15 年の約 1 割（筆者の分析による）と較べて，相当程度高い。

全分野での無効審決の取消率は $17 / 52 = 0.32$ と，平成 15 年～平成 19 年での $0.015 \sim 0.12$ ，概ね 1 割前後（上記「審判の現状」特許庁 HP）から大幅に上昇した。

このように，無効審決の取消し率が相当程度上昇したことの理由（仮説）については，後ほど，1.11 で考察する。

(3) 有効審決の取消し率と無効審決の取消し率との劇的逆転

筆者は，前回・前々回分析において，次の旨を述べた。「特許庁が進歩性無として訴訟に進んだ審決の大半（約 9 割）は知財高裁の支持を得ているのに対して，特許庁が進歩性有として訴訟に進んだ審決の 6～7 割は取消されており，結果としては，審決取消訴訟の方が無効審判よりも進歩性に辛いこととなる」。この傾向は，他の技術分野の判決でも認められるものであった。

ところが今回，この傾向が真逆となった。この逆転傾向は，吉田昌司弁理士の上記報告（「KTK セミナー

「進歩性判断は最近、振れたか」によれば、平成 20 年から兆しが見られるようになった（平成 20 年は、両審決の取消し率ほぼ同レベル）とのことである。

(4) 拒絶審決の取消し率

今回検討した機械分野の判決の中で拒絶審決に関するものは 34 件（キト 1～11, キキ 1～23）であり、その内の 11 件（キト）で審決が取消されており、取消率は $11 / 34 = 0.32$ である。この数字は、平成 19 年の約 1 割、平成 15 年・12 年の約 2 割と較べて相当程度高くなっている。

全分野での拒絶審決の取消率も、 $25 / 84 = 0.30$ と、平成 15 年～19 年の 1～2 割から大幅に上昇した。

このように、無効審決の取消し率が相当程度上昇したことの理由（仮説）については、1.11 の項で考察する。

(5) 特許権者・出願人勝訴率

以下の「特許権者・出願人勝訴率」（“権者勝訴率”と略称することもある）を計算した。

特許権者・出願人勝訴率 = (有効審決の取消請求が棄却された判決の数 + 無効審決が取り消された判決の数 + 拒絶審決が取り消された判決の数) ÷ 合計判決数

機械分野の“権者勝訴率”は、年前半が $(3 + 5 + 4) \div 25 = 0.48$ 、年後半が $(5 + 4 + 6) \div 41 = 0.37$ 、トータルで $27 \div 66 = 0.41$ であった。この数値は、平成 15 年の 0.19 や平成 19 年の 0.15（筆者分析による）と比べて大幅に高い。なお、年前半と年後半に分けて算出したのは、「年前半の方が“権者勝訴率”が高いのでは」という筆者の直感的な印象があったので、それを検証するためである。機械分野では、この年前半と年後半の差は大したことがないようである。次述する化学分野では相当な差（年前半約 6 割、年後半約 3 割）がある。

1.7 他技術分野の特許権者・出願人勝訴率

(1) 化学・医薬・バイオ系の事件

化学・医薬・バイオ系の事件では、年前半の特許権者・出願人勝訴率が $10 / 17 = 0.59$ ときわめて高かったが、年後半では $8 / 23 \approx 3$ 割と低くなった。年前半の“権者勝訴率”が高かったのは、無効審決の取消しが $3 / 4$ 、拒絶審決の取消しが $5 / 11$ と多かったた

めである。これら年前半の取消判決 $3 + 5 = 8$ 件の担当部は、2 部及び 3 部が各々 4 件、1 部及び 4 部は 0 件である。このような化学系事件の 2 部・3 部集中は、偶然と思われる（年後半には集中は見られない、事件受付順に各部に割り当てられるとの話を聞いたことがある）。

なお、平成 21 年言渡しの化学系の一部事件については、前述の『知財管理 Vol.59 No.12 2009 1631 「進歩性の判断基準」 弁理士 細田 芳徳氏』に解説されている。

(2) 電気・物理・情報系の事件

電気・物理・情報系の事件では、年前半の“権者勝訴率”は $6 / 26 \approx 2$ 割と低かったが、年後半は $12 / 27 = 0.44$ と高かった。

1.8 担当部毎の特許権者・出願人勝訴率

担当部別の“権者勝訴率”は、1 部・3 部が 0.47、2 部が 0.43、4 部が 0.24 であった。この数字だけを見ると、4 部が進歩性判断に厳しいようであるが、後述する「小さい違いをも慎重評価した判決」(1.11 (2)) には、4 部の判決も数多く現れており、一概に「4 部が一番厳しい」とはいえないと思われる。

1.9 有効審決の取消し率が今回劇的に下がった理由

上述のように、今回分析の平成 21 年言渡し判決では、長年に亘って高かった有効審決（無効不成立審決）の取消し率が、劇的に下がった。その理由について、筆者が仮想的に考え得るものを以下に列挙する。

- ① 結論に影響する認定・判断の誤りを含む審決が、ほとんどなかった。
- ② 平成 10 年代、一貫して有効審決の取消し率が高かったので、特許庁審判官の方々が、審決取消を避けるために進歩性のハードルを上げられ、ちょうど裁判所のスタンスと合致した。
- ③ 知財高裁裁判官の多くの方々が、「有効審決は極力尊重していこう」との決意をされた。
- ④ 知財高裁裁判官の多くの方々の進歩性のスタンスが変わった。
 - ①の「誤りを含む審決が、ほとんどなかった」は、無効審決や拒絶審決の取消し率が上がったことからすると、疑問である。
 - ②の「特許庁審判の進歩性のハードルが上がった」

は、大いにあるのではないか。元特許庁審判長の方が、なにかのご講演で、「平成 10 年代は、有効審決が高裁にどんどん取消されるので、無効審判での進歩性判断を厳しくしていったが、それほどには取消し率が下がらない、という状況であった。」との旨のお話をなされたと記憶しているが、ここに来て、その効果が現れてきたのかもしれない。ただし、それだけならば、無効審決・拒絶審決の取消し率が上がったことの説明にはならない。

③の「有効審決の尊重を決意」は、「産業構造審議会知的財産政策部会」などで「特許権の安定性」云々の議論がなされている（特許庁 HP）ような時代背景のもと、産業政策立法という性格が強い特許法の解釈方針を、裁判官の方々が見直されたのかもしれない。

④の「知財高裁の進歩性判断のスタンスが変わった」は、筆者は「これが主因」と思っている。今回、判決文を読んでいて、「引用発明と本件発明との間の小さい差を、丁寧に、発明や技術開発への暖かい眼差しをもって見ていただいているケースが多いな。進歩性（非容易性）の判断は、判断権限者の心の持ちようで随分と変わるものだな。」との感が深かった。

1.10 有効審決の取消訴訟における判断のポイント

何度もいうが、今回分析した、機械分野の有効審決の取消訴訟 8 件の中で、審決取消となったものの件数は“ゼロ”である。それら 8 件の判決における判断のポイントについて、「裁判所が発明者・権利者側を暖かい目で見ているなあ」と筆者が思う判断を含め、判決文のキーセンテンスを以下に列挙する（一部要約あり、アンダーラインは筆者が付した）。

以下の文を見ると、本件発明認定・引用発明認定（相違点認定）に関するものと並んで、課題・分野・動機付け・設計事項・効果などの容易性判断においても、特許権者・出願人側にとってありがたい判断をいただいているものが多い。単に、「偶然、本件発明や引用発明の認定に誤りのない審決がそろっていたから、全ての有効審決が維持されただけ」ともいえないと思われる。

なお、8 件の事件の担当部は、2 部が 5 件、3 部が 2 件、4 部が 1 件と、2 部が多かったようである。

これらの判決については、後日、詳しい紹介・分析を本誌に投稿する予定である。

(1) ムフキ 1「粗面仕上金属箔及び自動車の排ガス触媒担体」、担当部 3 部

①効果「市場期待」・数値限定に重要な意義あり

『本件発明 1 における数値範囲の限定には、それまでセラミックス担体触媒の独壇場であったという自動車触媒の市場において、これに代わり得るものとして期待され、試作段階であった自動車排ガス触媒担体用の耐熱性ステンレス鋼としては、単なる数値範囲の最適化又は好適化を超えた重要な意義を有するものであったということできる。』

②引例に示唆ない

『甲 1 3 においても、メタル担体の材質として耐熱性ステンレス鋼が存在すること及びメタル触媒担体をろう付けすることまでは記載されているが、甲 1 2 と併せて検討しても、表面粗度と「ろう付け構造」との関係については、何らかの示唆もされていない。』

(2) ムフキ 2「記録再生装置の防振装置」、担当部 2 部

①引例に示唆ない

『甲 1 号証… 3 体構成とすることは、既に克服できている課題を捨てて前段階に立ち戻ることにほかならず、そのような構成を採用することの示唆が甲 1 文献中にないことは明らかである。』

②課題を一挙解決

『二つの異質な材料からなる部材を固着するために…に換えて熱融着の技術を適用することは容易であるということができるとしても、熱融着の技術を適用することで甲 1 号証第 5 図発明が有していた課題と第 4 図のダンパーにおける課題を一挙に解決しようとすることは、当業者であっても容易に想到することとはいえない』

③「本質部分の変更」は「単なる設計の変更」とはいえない

『甲 1 号証発明は…に発明の本質があり、容器部の底部を別体として胴部と蓋部を熱融着により一体に成形することは発明の本質的部分を変更するものであって、単なる設計の変更であるとはいえない。』

(3) ムフキ 3「レールの据付方法」、担当部 3 部

周知技術である証拠ない

『本件特許の出願当時、間隔をおいて高さ調整板を置くことが周知慣用技術であったことを認めるに足りる証拠は、本件記録に照らし、これを見いだすことが

できない。』

(4) ムフキ 4「芝刈機」, 担当部 2 部

①本件発明認定において作用効果を参照

『原告（無効審判請求人）は、本件発明のアームは、…という意義を有すれば足りるのであり、審決が認定するように「一端で棒の向きを制御することにより他端の位置も制御することができるもの」に限定すべきではない旨主張するが、このような制御機能を有しない場合には「アーム」に要求される上記作動・操作を行うことができず、請求項 1 発明に求められる作用効果を奏することができなくなるから、原告の上記主張は採用することができない。』

②引例認定、改変を観念しえない

『甲 8…。また、甲 7…。これら発明におけるローラーは、請求項 1 発明の「水滴払用ローラ」に、また 2 本の棒は「左右一対のアーム」に対応するといえるが、これらは…芝刈機に設けられる構成ではなく、そのため、「回動可能に支持され」ることにより非使用時に回動されて退避される構成が観念される余地はない。』

③分野異なる

『甲 5 の 2 発明はコンバインに関する技術であり、本件発明における芝刈機と技術分野が異なる』

(5) ムフキ 5「社交ダンス用フォーム矯正具」, 担当部 4 部

引例に具体的示唆ない

『「テニスラケット」は、本来、テニスに使用する道具であり、…社交ダンス用フォーム矯正具でないことは明らかであるところ、引用例 1 に「テニスラケット」をダンスの練習に実際に使用することが示唆されていても、引用例 1 ないし 1 1 のいずれにも、ダンスの練習に供するために、「テニスラケット」に…を設ける点について、示唆するところはない。

そうすると、「テニスラケット」をその本来の用途とは異なるダンス練習用に使用した上で、さらに、「テニスラケット」に実際には備えられていない…を新たに設けて、本件発明 1 の上記相違点に係る構成を有する社交ダンス用フォーム矯正具となすことは、当業者が容易に想到し得ることということは到底できない。』

(6) ムフキ 6「衣類のオーダーメイド用計測サンプル」, 担当部 2 部

引例に具体的改変の示唆ない

『甲 1 には、縦切断部の位置、形状を変更できる旨が記載されているが、具体的にどのような変更できるかについては、示唆さえされていない。また、甲 1 には、…が記載されており、それは個々人の体型に応じて調節するものであるとしても、その具体的な態様は、本件特許発明 1 とは大きく異なるものであり、また甲 1 発明はそもそも本件特許発明 1 における「ヒップカップサイズの調節」を可能とするものではない。そうすると、当業者が甲 1 発明に甲 2 記載の発明を組み合わせると、本件特許発明 1 を容易に想到することができるということはないことになる。』

(7) ムフキ 7「自転車の速度切換装置」, 担当部 2 部
引例認定

『図 2 0 と図 2 1 の図面の記載には相互に矛盾があり、その説明である上記記載事項 n によっても、何らこの点は明らかではない。……そうすると、原告（無効審判請求人）が主張するように、甲 1 発明の内容として、太陽歯車 1 1、1 2 のラチェット歯に各々係合し又は解除されるロック爪 7 3、7 4 と、前記ロック爪 7 3、7 4 の位置を制御するスリーブ 8 0 i、8 0 j を認定することはできないから、原告の上記主張は採用することができない。』

(8) ムフキ 8「個別搬送装置」, 担当部 2 部

①引例認定

『甲 1 の図 1 には、原告（無効審判請求人）の主張するように、U 字状支持棒 F 1 の上部左右に、台形状の図形と、これに、密接している内部に二つの点を有する円形の部材が描かれている。しかし、これら部材には符号等は付されておらず、甲 1 の発明の詳細な説明にも、この部材について何ら記載がされていないばかりか、甲 1 の循環型飲食物搬送装置の照明について言及するところがなく、甲 1 は照明について考慮された文献ではないということが出来る。』

②動機付けない

『甲 1 第 1 号証の第 1 発明において、支持板がレーンに対する照明を遮るという問題は考えられないのであるから、当該問題を解決するための手段である、支持板を透光性を有するものにするという、相違点 1 c の

構成を採用する動機付けはないといわざるを得ない。』

1.11 無効審決・拒絶審決の取消し率が高かった理由

前述のように、機械分野の無効審決の取消率は約 3 割と、平成 19 年・15 年の 1 割前後から大幅に上昇した。また、拒絶審決の取消率は 0.32 であり、この数字も、平成 19 年・15 年の 1～2 割から相当程度上昇した。その理由について、考えられるものについて以下に述べる。

(1) 「誤り含み維持判決」の減少

無効審決や拒絶審決の取消訴訟において、以前は、「審決に誤りはあるが、結論に影響を及ぼさない」として審決を取消しなかった判決（「誤り含み維持判決」という）が、今回は少なかった。

筆者による平成 19 年分析においては、無効審決の維持（請求棄却）判決 26 件中「誤り含み維持判決」が 5 件（約 2 割）あり、拒絶審決の維持判決 34 件中「誤り含み維持判決」が 7 件（約 2 割）あった。それが、今回は、無効審決の維持判決 16 件中「誤り含み維持判決」は、ムセキ 3 とムセキ 13 の 2 件のみ、拒絶審決の維持判決 23 件中「誤り含み維持判決」は、キキ 19 の 1 件のみと相当減った。両種判決合計で、「誤り含み維持判決」の率は、 $3 / 39 = 0.08$ と、1 割以下になっている。乱暴な話かもしれないが、この「誤り含み維持判決」の減少の分だけでも、今回の取消し率増約 2 割の半分程度にはなる計算である。

差戻審理における特許庁や知財高裁の審理期間が大いに短縮されている近年では、特許庁と裁判所との間で事件が行き来する、いわゆる「キャッチボール現象」を避けるために「誤り含み維持判決」を多用するという状況ではなくなっているのかもしれない。

(2) 「小さい違い」をも多くの判決で慎重評価、そのような判決は特定の部に集中しているか？

引用発明と「小さい違い」しかないように感じてしまう発明、あるいは、引用発明との違いが“当たり前”のことに感じてしまう発明について、その“違い”を、裁判所が、慎重に、かつ“発明に対する愛情”をもって検討してくださった結果、無効審決や拒絶審決の取消となったケースが多いように感じる。以下、そのようなケースを、「進歩性判断のポイント」毎に整理して列挙する。なお、以下のケースの中には、「大きな違い」のあるものも含まれているものと思う。

知財高裁の平成 21 年の“新傾向”が、筆者の耳にも入り出したときの印象は、「特定の部のみが“新傾向”を出しているのでは…。」であった。しかし、今回、平成 21 年に出された機械分野のほぼ全部の判決を読んで、大雑把に分析してみると、「一部に強弱はあるものの、“新傾向”は知財高裁全体に及んでいるぞ。」との感を持った。以下においては、どの部がそのような“新傾向判決”を多く出しているのか、についても言及する。

なお、これらの判決についても、後日、詳しい紹介・分析を本誌に投稿する予定である。

①示唆・動機付け・厳密な理由付けの必要性に言及した判決

ムセト 1～3 (1 部), ムセト 5 (3 部), ムセト 6 (4 部), キト 1 (4 部), キト 4 (3 部), キト 7 (4 部), キト 9 (4 部),

筆者の目に留まった上記 9 件の事件の担当部は、4 部が 4 件, 1 部が 3 件, 3 部が 2 件であった。どの部かが特に多いという印象はない。

②後知恵や恣意的認定・判断を避ける必要性に言及した判決

ムセト 5 (3 部), キト 4 (3 部), キト 5 (3 部), キト 6 (1 部), キト 8 (2 部)

このような判決 5 件中、3 部（部長は飯村判事）が担当したものが 3 件と多い。しかし、判決文の表現のニュアンスは違うが、1 部・2 部でも、その旨に言及した判決が出ている。

③課題の違いを重視した判断を含む判決

ムセト 1～3 (1 部), ムセト 4 (1 部), ムセト 6 (4 部), キト 3 (3 部), キト 7 (4 部)

担当部は、1 部が 4 件, 4 部が 2 件, 3 部が 1 件である。1 部が多いようである。

④設計事項を理由とする進歩性否定に慎重であった判決

ムセト 1～3 (1 部), ムセト 4 (1 部), ムセト 7 (4 部), キト 9 (4 部), キト 10 (2 部)

担当部は、1 部が 4 件, 4 部が 2 件, 2 部が 1 件である。1 部が多いようである。

⑤効果を評価して進歩性を認めた判断を含む判決

ムセト 1～3 (1 部), ムセト 4 (1 部), キト 1 (4 部), キト 6 (1 部)

担当部は、1 部が 5 件, 4 部が 1 件と、1 部多い。

⑥作用・機能の違いを重視した判断を含む判決

ムセト 5 (3 部), ムセト 7 (4 部), キト 9 (4 部)

担当部は, 4 部が 2 件, 3 部が 1 件である。

⑦技術分野の差異を厳密に判断した判決

ムセト 7 (4 部)

(3) 「小さい違い」を慎重評価する傾向の端緒

このような「小さい違い」を慎重評価する最近の傾向の端緒となったのは, 平成 18 年 6 月 29 日言渡し, 平成 17 年 (行ケ) 10490 「紙葉類識別装置の光学検出部」(裁判長は篠原勝美前知財高裁所長, 拒絶審決を取消) と思われる。この事件は, 本願発明と引用発明との差異が一見小さいようにも思われる事件であった。しかし, 裁判所はその「差異」を慎重に検討して, 「動機付けの必要性」について, 以下の旨の判断を示した。

『紙葉類の積層状態検知装置及び紙葉類識別装置は, 近接した技術分野であるとしても, その差異を無視しようようなものではなく, 構成において, 紙葉類の積層状態検知装置 (紙幣の枚数のみを判断する) を, 紙葉類識別装置 (紙幣の真贋を判断する) に置き換えるのが容易であると言うためには, それなりの動機付けを必要とする』

その後, “後知恵” を戒める判決も出てきた。平成 19 年 3 月 29 日言渡しの, 平成 18 年 (行ケ) 10422 「耐水性で発散作用のある履物用靴底」事件 (中野哲弘裁判長, 拒絶審決を取消) においては, 拒絶審決における判断及び特許庁側の主張を, 「本願発明の相違点に係る構成を後から論理付けしたものであるというほかに, 採用することができない。」と退けた。

1.12 無効審決・拒絶審決の取消判決における判断のポイント

以下に, 上述の「進歩性判断のポイント」毎に, この種の判決の一部についてキーセンテンスを紹介する。

(1) 「示唆・動機付け・厳密な理由付けの必要性に言及した判決」

ムセト 1 「溶融金属供給用容器」(関連事件ムセ 2, ムセ 3), 担当部 1 部

適用の十分な具体的理由要

『甲 2 発明の傾動式の容器に接した当業者がこれを加圧式の取鍋にすることを考える際, あえて, 必須なものではない受湯口及び受湯口小蓋を具備したままの

構造とするのであれば, そうした構造を採用する十分な具体的理由が存する必要がある。』

ムセト 6 「化粧用パッキング材」, 担当部 4 部
動機付けない

『本件全証拠によっても, 化粧用パッキング材 (化粧綿) から剥離される各層 (各シート部材) に WJ 加工を施すことを動機付ける旨の開示又は示唆のある刊行物 (本件出願前に頒布されたもの) が存在するものと認めることはできない。』

(2) 「後知恵や恣意的認定・判断を避ける必要性に言及した判決」

ムセト 5 「手もみ機能付き施療機」, 担当部 3 部
審決の引用用語解釈は主観的

『引用例 2 は, いわゆる副引用例であるが, 審決は, その技術内容について, 記載に基づいて客観的に事実認定するのではなく, 本件発明 1 と対比して, 判断 (主観的な評価) を加えた上で認定している。』

キト 4 「切替弁」, 担当部 3 部

事後分析回避の必要性

『審決が, 当該発明の構成に至ることが容易に想到し得たとの判断をする場合においては, そのような判断をするに至った論理過程の中に, 無意識的に, 事後分析的な判断, 証拠や論理に基づかない判断等が入り込む危険性が有り得るため, そのような判断を回避することが必要となる (知財高等裁判所平成 20 年 (行ケ) 第 10261 号審決取消請求事件・平成 21 年 3 月 25 日判決参照)。』

キト 6 「尿取パッド」, 担当部 1 部

引用発明認定における不当な同視は誤り

『被告の前記の解釈は, 文言的に無理があるだけでなく, 本願補正発明が想定する効果を奏することができないような引用発明を本願補正発明と同視する解釈であって, 相当ではない。』

キト 8 「切削工具インサート」, 担当部 2 部

本願発明の内容から引用発明の内容規定は不可

『引用発明の基台が成形後の基台である必要がないとする被告の主張は, 本願発明の内容から引用発明の内容を規定しようとするものであって前提において失当であるとともに, 上記のとおり, 審決が認定した引用発明の内容は, 引用文献 (甲 4) に記載された事項に基づくものとはいうことができないのであるから, 被告の上記主張は採用することができない。』

(3) 「課題の違いを重視した判断を含む判決」

ムセト 1「溶融金属供給用容器」(関連事件ムセ 2, ムセ 3), 担当部 1 部

技術思想・課題の認識不能

『(先行技術文献中に) 仮に公道搬送中の注湯口ノズルに溶融金属が付着することが読みとれるとしても, 当業者は, 上記の溶湯の揺れによる飛沫の飛散は傾動式の注湯口等についてのものであると認識するに止まり, 技術思想が大きく異なる本件発明 1 の技術的課題(内圧調整用配管の詰まり)を認識するということはできない。』

ムセト 4「工作機械の主軸装置」, 担当部 1 部

課題は一般的な要求ではない

『本件発明は, 本件発明が有し, 甲 2 発明が有しない課題を解決するために, ミストを発生する機構, ミスト発生装置の設置箇所及び噴霧状態を保つ距離において異なることとなったものであって, これらについては, 甲 2 発明から容易に想到し得るものではないと認められる。』

ムセト 6「化粧用パッティング材」, 担当部 4 部

課題は自明・周知でない

『本件出願当時の当業者は, 化粧用パッティング材から個々の化粧用パック材を剥離する際に生じる毛羽立ちを防止することを解決課題として認識していなかったものと認めるのが相当である。』

(4) 「設計事項を理由とする進歩性否定に慎重であった判決」

ムセト 4「工作機械の主軸装置」, 担当部 1 部

程度の差とはいえ設計事項でない

『ミストの生成位置の差異は, 加工部に近づけるに当たってどの程度近づけるかの程度の差異であるということはできない』

キット 7「インクカートリッジ」, 担当部 4 部

課題ない・示唆ない→単なる設計事項ではない

『そもそも引用発明が課題として製造のばらつきを意識したものであるとは認められないし, 引用例における位置決め機構に関する上記 3 の記載や他の記載において, 本件相違点に係る構成を示唆する記載が存在するとは認められない。そうすると, 引用発明に基づいて, 本件補正発明との本件相違点に係る構成を採用することは, 当業者にとって単なる設計事項であるということはできないというべきである。』

(5) 「効果を評価して進歩性を認めた判断を含む判決」

ムセト 4「工作機械の主軸装置」, 担当部 1 部

効果が存在すると認められる

『これらの作用・効果が生じるために必要な具体的な条件が明細書に記載されていないとしても, これらの条件については, …の記載を基に, 技術常識を参酌し, 適宜設計して具体的に決定していく事項であるといえ, …本件発明につき, 「特有のミスト発生装置」により「特別の性状」のミストを生成する作用効果が存在するものと認められる。』

キット 6「尿取パッド」, 担当部 1 部

効果見込まれる

『本願補正発明と引用発明との間には, 原告主張の「相違点 3」, すなわち, 「本願補正発明では, …両領域の境に, 液吸収体を薄くし…た変形境界部が設けられているのに対し, 引用発明ではこれらが設けられていない点」が存在するものであり, しかも, 上記検討によれば, 本願補正発明は顕著な効果を奏することが見込まれるものである。』

キット 1「動的な乗物」, 担当部 4 部

効果, 予測しえたといえない(構成重視の考え方か)

『乗物に乗車した者の安全に配慮して興味感と安全とのバランスを勘案することは当然である」ことはそのとおりであるとしても, …当業者であっても, 刊行物記載発明及び周知技術に基づいて相違点 1 に係る本願発明 3 の構成を容易に想到し得たとはいえないのであるから, それによる作用効果を当業者が予測し得た程度のことにすぎないといえることはできない。』

(6) 「作用・機能の違いを重視した判断を含む判決」

ムセト 5「手もみ機能付き治療機」, 担当部 3 部

機能を異にする

『引用発明 2 の指圧頭と本件発明 1 の膨縮袋群とでは, その機能を異にする。審決は, 引用発明 2 の「指圧頭…」は, 本件発明 1 と「…押圧部材間で人体手部に空圧治療を付与させるようにした」点で共通しているとのみ認定したことは, 誤りがある。』

ムセト 7「呼吸装置」, 担当部 4 部

作用・機能・構成・課題異なる

『引用例 4 の検知の構成は, その作用及び機能の点において, 本件発明の検知の構成と大きく異なるものであるし, また, その解決課題の点においても, 呼吸

連動制御の構成と大きく異なるものであるというべきである。』

キト 9「使い捨て温熱身体ラップ」, 担当部 4 部
意義・機能異なる→動機付けなし

『X字型に関する両者の意義ないし機能が異なるのであるから, 参考例 2 における…構成のうち, 「X状」という技術事項のみを取り出し, 本件補正発明の身体温熱ラップ内に存在するヒートセルの配設の形態に適用する動機付けは存在せず, 引用発明 1 に参考例 2 を適用して, 相違点 2 に係る構成とすることはできないといわざるを得ない。』

1.13 昔ながらの厳し目の言い回しの判決もある

ただし出願人・特許権者が敗訴した事件の判決文の中には, 平成 15 年ころの「進歩性判断の厳しさ」を反映した感じの言い回しが, 顔を出しているものもある。

裁判官の方の頭の中で「4 対 6 で進歩性なしで OK かな」と思う事件についても, 判決文では「0 対 10 で, 進歩性なしの審決は正しい」というトーンで書くのが, 裁判所の“シキタリ”となっているようである。この“シキタリ”を守るため, 「進歩性有」の判決と, 「進歩性無」の判決とで, 物言いをわざと変えるということがあるのかもしれない。あるいは, 他の主たる争点で結論が既に出ている（勝負が着いている）ときに, 大勢に影響のない争点についての当事者の「堂々たるご主張」に対する判断を述べる部分で, ついつい“冷淡な物言い”が出てしまうということもあるのかもしれない。

以下に, 今回の分析で筆者の目に留まった「厳し目の言い回しを含む判決」8 件（機械分野）のキーセンテンスを, 「進歩性判断のポイント」毎に紹介する。これらの判決のうち, 少なくとも一部については, 後日詳しい分析・紹介の文を本誌に投稿する予定である。そして, 判決文中の「厳し目の言い回し」が, どの程度, 裁判の結論に影響する争点に関するものであったか, などについても検討するつもりである。

なお, 「厳し目の言い回しを含む判決」の件数“8 件”についてであるが, 無効審決維持判決 16 件と拒絶審決維持判決 23 件の合計 39 件中の約 2 割に過ぎない。筆者が結構一生懸命探してこの数字であるので, 「厳し目の言い回しを含む判決」は, 平成 21 年の知財高裁では影が薄くなっているようである。

(1) 同一技術分野の発明の組合せ・適用はそもそも容易とのニュアンスのあるもの

(1.1) ムセキ 2「管路における不平均力の支持装置」, 担当部 4 部

技術分野同じ→適用容易

『刊行物 1 発明と刊行物 2 記載の技術事項とは, いずれも, 管体の管軸方向への移動を支持するという同一の技術分野に属するものであるから, 管路の不平均力に起因する管軸方向の移動を支持する刊行物 1 発明につき, 係止部材であるくさびによる押圧によって配管が軸方向に移動することを阻止する刊行物 2 の技術事項を適用することは, 当業者が容易に想到し得るのであったといわなければならない』

(1.2) ムセキ 3「折り畳み式機器の…係嵌組立体」, 担当部 2 部

技術分野同じ→組合せ容易

『甲 1 0 記載の上記発明は, 「蝶番」に関するもので, 公然実施発明と同一の技術分野に属するものであるから, 公然実施発明に甲 1 0 記載の上記発明を組み合わせることは, 当業者が容易に想起することができるというべきである。』

(1.3) キキ 18「コネクタ」, 担当部 1 部

技術分野同じ→適用容易

『引用発明と引用例 2 に記載された上記発明は, いずれもコンタクトを有するコネクタという同一の技術分野に属する発明であるから, 引用発明において, …により, …という効果を達成するために, 上記引用例 2 に記載された発明の技術的事項を適用することは, 当業者が容易に想到し得たものであるというべきである。』

(2) 構成容易なら作用効果も予測範囲内, あるいは, 組合せ後の構成の効果を比較ベースとするとのニュアンスのあるもの

(2.1) ムセキ 7「基板の塗装方法」, 担当部 4 部

効果予測範囲内

『ピエゾ振動方式のインクジェットプリンターを採用することにより, 微細な部分まで鮮明に印刷することができるようになれば, これに応じて意匠性が高まることも明らかであって, 原告が主張する本件発明 1 の効果はこれらを組み合わせることによって達成されるものにほかならないから, 当業者が予想する範囲内のものというべきである。』

(2.2) ムセキ 3「折り畳み式機器の…係嵌組立体」,
担当部 2 部

適用容易なら効果も予測範囲内

『公然実施発明に甲 10 を適用することによって容易に本件発明に至るのであり、その場合に、原告が主張する上記の効果があるとしても、その効果は、当業者が予測することができる範囲内のものであって、格別のものということとはできない。』

(2.3) キキ 5「全面口腔ブラシ」, 担当部 1 部

効果当然予測

『引用発明 1 に、ブラシの側面にも口腔内を清掃する機能を有するものであって、より広範囲に口腔内を清掃することができるようになる引用発明 2 を適用すれば、原告らが主張する本願発明の効果である「…という効果」と同等の効果を奏するものと認められ、この点につき、本願発明に格別の効果があるとの原告らの主張は、採用できない。』

(2.4) キキ 17「合成樹脂製壘体」, 担当部 3 部

『意匠性の高い壘体が得られることは、何ら技術的

効果ではなく、原告主張の技術的效果については本願明細書に記載はない。また、熱充填工程に対応した壘体が得られる点も胴部の面剛性を高めることによるものであるところ、かかる構成は前記 5 で認定判断したとおり、引用発明から容易に想到し得るといえるから、本願発明の上記作用効果も引用発明から容易に予測できるものである。』

(3) 設計事項

(3.1) ムセキ 16「エアーポンプ」, 担当部 2 部
「設計事項」

『本件各発明及び甲 1 発明の技術的意義に照らせば、ダイヤフラム接合部の一側面及び外周面の形に関する相違点 1 や空気滞留室、空気通路及び空気出口に関する相違点 2 ないし 4 は、単なる形状及び配置構成の相違にすぎず、空気滞留室の形状については適宜設計変更可能なものであり、また、空気通路及び空気出口の配置構成についても特別のものとはいえない。』

(原稿受領 2010. 4. 26)

平成 21 年全分野判決集計表

【平成 21 年前半】

	分野	1 部		2 部		3 部		4 部		合計	
		棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消
無効 不成立 (有効)	機械			●●		●				3	0
	化・薬・バイオ			●		●				2	0
	電気・物理・情報		●			●				1	1
	計	0	1	3	0	3	0	0	0	6	1

計 7

無効 成立 (無効)		棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消
	機械		●●●●	●●		●●	●	●		5	5
	化・薬・バイオ			●	●●		●			1	3
	電気・物理・情報	●●		●●●	●			●●●●		9	1
計	2	4	6	3	2	2	5	0	15	9	

計 24

拒絶		棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消
	機械	●		●		●●	●●●	●●●●	●	8	4
	化・薬・バイオ			●●	●●	●●●●	●●●			6	5
	電気・物理・情報			●●●	●	●●●		●●●●	●●●	10	4
計	1	0	6	3	9	6	8	4	24	13	

計 37

合計 68

【平成 21 年後半】

	分野	1 部		2 部		3 部		4 部		合計	
		棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消
無効 不成立 (有効)	機械			●●●		●		●		5	0
	化・薬・バイオ			●●		●		●	●	4	1
	電気・物理・情報			●●		●●●●				6	0
	計	0	0	7	0	6	0	2	1	15	1

計 16

無効 成立 (無効)		棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消
	機械			●●●		●●●●●	●●	●●●	●●	11	4
	化・薬・バイオ			●		●●●		●●●	●	7	1
	電気・物理・情報			●	●	●	●		●	2	3
計	0	0	5	1	9	3	6	4	20	8	

計 28

拒絶		棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消	棄却	取消
	機械	●●	●	●●●●	●●	●●●	●	●●●●●	●●	15	6
	化・薬・バイオ	●●	●●●					●●●●●		7	3
	電気・物理・情報	●		●●	●	●●●	●●	●●●●●●		13	3
計	5	4	6	3	6	3	18	2	35	12	

計 47

合計 91

年総計 159

平成 21 年言渡し審決取消訴訟判決に見る進歩性判断（機械分野を主として）(1)

No.	進歩性の有無	結論に影響審決の誤り	言渡日 事件番号 担当部	審理期間 年・月	発明の名称 国際分類	主たる先行技術	争点パターン												
							本件発 明認定	引例 認定	分野	課題・ 目的	機能	周知	動機 付け	阻害 要因	組合せ その他	設計事項 技術常識	効果	その他	
ムフキ 1	有 ↓ 有	あり	21.1.26 平成 20(行ケ)10210 3部	1・1 0・8	「粗面仕上金属箔お よび 自動車の排ガス触媒 担体」 B01J	甲 12：「第 117 回 塑性加工シンポジ ウム」 甲 13：「日経ニューマテ リアル 1988 年 11 月 28 日号」 甲 19：「軽金属 Vol.39. No.2」 甲 22：「先端溶接工学」	○ *	○ 示唆 ない							○ 粗面 とぬれ性		△ 技術 常識 参照 しても 非容易	◎ 市場 期待 あり 顕著な 効果 あり	* 本件発明認定の一部 誤りがあるも結論に 影響せず ・侵害訴訟並行(非侵 害) ・記載不備 (Rmax 測 定の基準長さ不明 確)でない ・社内技術標準の公知 性否定 ・数値限定◎「好適化 を超えた重要な意 義」
ムフキ 2	有 ↓ 有		21.3.10 平成 20(行ケ)10257 2部	0・8 0・8	「記録再生装置の防 振装置」 G11B	甲 1：実開平 2-72834 甲 2：特開昭 56-66537 甲 3：英文技術誌		◎ 示唆 ない		◎ 一挙 解決					○ あえて しない ↓ 阻害 要因 あり	◎ 適用 可能性 の示唆 に 止まる	◎ 本質 部分 の変更 ↓ 設計 事項 でない		・第二次無効審判 ・訂正「明瞭でない記 載の釈明」といえる ・実施可能要件 OK
ムフキ 3	有 ↓ 有 一部 請求項 訂正 要件 違反		21.3.25 平成 20(行ケ)10216 3部	0・8 0・10	「レールの据付方法」 E01B	甲 1：電気学会論文集 甲 3：外国文献 甲 5：特開昭 52-5102		◎ *	◎ 「strip」 は 連続?				◎ 周知の 証拠 ない		○ 適用 しても 非容易	○ 技術 常識 の証拠 ない			・誤記の削除訂正認め られず ・訂正「実質的拡張・ 変更」といえる ・訂正の許否を各請求 項ごと個別判断◎ * 甲 3 の図における黒 灰色のものがなにか は不明確
ムフキ 4	有 ↓ 有		21.6.25 平成 20(行ケ)10383 2部	0・11 0・8	「芝刈機」 A01D	甲 1：ゴルフダイジェス ト社セミナー資料 甲 5 の 2：実開昭 100447 甲 2：特開 2001-275435 甲 3：特開平 11-89379	◎ 「ア ム」と は 作用効 果参照	◎ 親念し えない	○ 異なる *	○ 引例は 問題点 を有する	○ 引例の 機能は 副次的 ↓ 示唆 ない								* コンパインと芝刈機 とは分野異なる
ムフキ 5	有 ↓ 有		21.9.1 平成 20(行ケ)10441 4部	0・6 0・9	「社 交 ダ ン ス 用 フォーム矯正具」 A63B	引 1：「篠田学のダンス・ イラストレッシ ョン」 引 2：「プロが教えないダ ンス上達講座・モ ダン編」 引 3：特開平 9-192279		◎						○ 本来 目的 喪失 ↓ 阻害 要因 あり			○ 有用 な 意義	* ラケット使用の示唆 はあるが、具体構成 の示唆はない ・内容説明の申出を採用 せず	
ムフキ 6	有 ↓ 有	なし	21.11.26 平成 21(行ケ)10242 2部	0・3 0・3	「衣類のオーダーメ イド用 計測サンプル」 A41H	甲 1：特開平 8-260206 甲 2：国際公開 99/58007 甲 3：実公昭 51-9368	○ *	○ 示唆 ない								◎ ***			・被告(特許権者)不 出頭、答弁書等不提出 ◎ ・職権証拠調べではない * 「ヒップカップサイ ズの調節」 * * 具体的態様大きく 異なる * * * 調節不能→組合 せでも非容易
ムフキ 7	有 ↓ 有		21.12.15 平成 21(行ケ)10114 2部	0・9 0・7	「自転車の速度切換 装置」 B62M	甲 1：USP5,078,664 甲 2：特開平 7-10069 甲 3：USP5,785,625		◎ *	◎ 記載・ 示唆 ない										・訂正における新規事 項追加ではない、図 面から読みとれる◎ ・特許権者外国人 * 甲 1 の図 20 と 21 は 互いに矛盾、いずれ が誤記とも認められ ない
ムフキ 8	有 ↓ 有		21.12.17 平成 21(行ケ)10126 2部	0・6 0・7	「個別搬送装置」 A47G	文献 1：特開 2004-187922 文献 2：意匠登録 第 1256941 文献 3：特開平 9-37915		○ *			○ ない					◎ **			* 甲 1 図中の台形状の ものは照明と認定で きない ・審理範囲「審判で不 審理→訴訟で主張不 可」 * * 甲 1 に「照明速 る」という問題ない →その解決手段である 透光板採用の動機 付けない
ムセト 1	無 ↓ 有		21.1.28 平成 19(行ケ)10258 1部	二次 0・6 1・6 トータル 3・1	「溶融金属供給用容 器」 B22D	甲 2：特公平 4-6464 甲 10：特開平 8-20826 甲 13：特開昭 62-289363	○ *	○ 図示 省略 と みれる	△ 同じく するも	◎ 基本的 に異 なる 思想 大きく 異なる	△ 異なる			○ 必須 でない	◎ **	◎ とはい えない	○ 有する	* 「ハッチ」は目的達 成に必要な程度の開 閉可能性要求される ・手続き(文献追加) ・一次無効審判→訂正 →一次無効審決→一 次無効審決取消訴訟 →訂正審判→取消決定 →二次無効審決→二次 無効審決取消訴訟 * * 適用の十分な具体 的理由要	

平成 21 年言渡し審決取消訴訟判決に見る進歩性判断（機械分野を主として）(1)

No.	進歩性の有無	結論に影響を及ぼす審決の誤り	言渡日 事件番号 担当部	審理期間 年・月	発明の名称 国際分類	主たる先行技術	争点パターン													
							本件発 明認定	引例 認定	分野	課題・ 目的	機能	周知	動機 付け	阻害 要因	組合せ その他	設計事項 技術常識	効果	その他		
ムセキ 7	無 ↓ 無		21.8.27 平成 20(行ケ)10343 4部	0・5 0・11	「基板の塗装方法」 B05D	引1：特開平7-31929 引2：実開平3-57235		○印刷 方式を 排除し ていない									○採用 技術の 流れで 自然	○ *	*先行技術を組み合わせることによって達成するものにはかならない	
ムセキ 8	無 ↓ 無		21.9.15 平成 21(行ケ)10003 2部	0・7 0・8	「半導体装置の製造 方法」 H01L	引：特開昭63-257256		○有機的 結合 *	○当然 内在 意図的 変更・ 省略なし	○自明の 課題 新規 課題の 発見でも容易				○**長所 =動機 付け？	△格別の 技術的 困難性 もない	△		○ 当業者 予期	*二つの構成要件は一体不可分であるということとはできない。 *技術水準 *動機付けとなる自明の課題あり	
ムセキ 9	無 ↓ 無		21.9.30 平成 20(行ケ)10471 3部	0・9 0・10	「少量液体材料分配 方法」 G01F	甲2：？ 甲3：？		○基本 原理 「大部 分」	○基本 原理 「逆流 大部分」										・権利者外国人	
ムセキ 10	無 ↓ 無		21.9.30 平成 20(行ケ)10472 3部	0・9 0・10	「少量材料分配用装 置」 G01F	甲2：？ 甲3：？		○基本 原理 「大部 分」	○基本 原理										・ムセキ9と関連 ・権利者外国人	
ムセキ 11	無 ↓ 無		21.10.15 平成 21(行ケ)10059 4部	0・6 0・7	「均一メッキ処理を 可能にした 電気メッキ処理シス テム」 C25D	引1：特開平10-168600 引4：USP5,558,757 引5：実開昭48-1480		△	△	○*				△同一		△阻害さ れない	○**		*搬送システムという技術分野として同一 *「技術思想」判決文項目名 **本発明と同様の技術的意義を有する引用発明の適用可	
ムセキ 12	無 ↓ 無		21.10.15 平成 21(行ケ)10079 4部	0・7 0・6	「メッキ装置の メッキ液噴出ノズル 装置」 C25D	引1：特公平4-11640 引2：特許3025254 周2：特開平9-79442		△	○当然 の前提	△共通					○*	○慣用	△		*メッキ液の噴出流が膜状になることは予測し得る	
ムセキ 13	無 ↓ あり		21.11.24 平成 21(行ケ)10128 2部	0・8 0・6	「めっき装置および めっき方法」 C25D	甲1：特開平5-311496 甲2：特開平10-168600 甲7：USP5,558,757		○合理的 な推認 通常 考えら れない		△同一					△	△	△適宜 設定 普通 に行わ れている			
ムセキ 14	無 ↓ なし		21.11.25 平成 21(行ケ)10043 3部	0・10 0・9	「中高層建物用 増圧給水システム」 E03B	刊1：実開昭59-107072 刊2：「水道協会雑誌」		○クレ ームに 記載 ない *	○技術 常識							△変更 容易 複数の 思考 過程		○当 然 奏す る クレ ームに 基 づか ない	・口頭審理で意見述べる機会があった ・訂正審判継続中 *「○○がない」ことの特定	
ムセキ 15	無 ↓ 無		21.11.25 平成 21(行ケ)10045 3部	0・10 0・9	「中高層建物用 増圧給水システム」 E03B	刊1：実開昭59-107072 刊2：「水道協会雑誌」		△									△			
ムセキ 16	無 ↓ 無		21.12.24 平成 21(行ケ)10110 2部	二次 0・3 0・7 トータル 1・10	「エアポンプ」 F04B	甲1：台湾実用新案 第77204725		○* 「略L 字形」	○一 部 抜き 出し OK									○** 明細書 に記載 ない	・訂正審判請求により一次審決取消決定 ・外国頒布刊行物に当る *「接合部」や「立ち上げられた」には多様な構成が可能 **単なる形状・配置にすぎず適宜変更可	
キト 1	無 ↓ 有		21.2.17 平成 20(行ケ)10026 4部	1・10 1・4	「動的な乗物」 A63G	引刊：特開平5-161762 周甲2：特開平5-88604 周甲3：実開平4-116872		○技術 的 意義	○*					○示 唆 ない	○周 知 認め られ ない	○契 機 ない		○常 識で あつ たと 認め られ ない	○予 測し 得 ない	・出願人外国人 *示唆ない、技術的思想を異にする
キト 2	無 ↓ 有		21.2.18 平成 20(行ケ)10209 3部	1・2 0・9	「蒸着用マスク」 C23C	引1：実開昭56-6022 甲17：特開2000-160323 甲18：特開昭58-31077		△	○特 徴 部分 の開 示 なし								△	○適 用し ても 容易 とい えない		
キト 3	無 ↓ 消		21.3.25 平成 20(行ケ)10305 3部	0・5 0・7	「ヒートシール装置」 B65B	引：特開平8-230834 周1：実開昭55-104613 周2：実開昭54-88073		△	○技術 的 意義 *								△	○適 用し て 容易 とい えない		*「本」と「引」の相違点は「溝」の位置の違いのみ、一見極めて僅かの印象 *本件発明と引例と周知技術とは、課題が互いに異なる→「容易」の立証命題証明×

平成 21 年言渡し審決取消訴訟判決に見る進歩性判断（機械分野を主として）(1)

No	進歩性の有無	結論に影響を及ぼす審決の誤り	言渡日 事件番号 担当部	審理期間 年・月	発明の名称 国際分類	主たる先行技術	争点パターン											
							本件発明認定	引例認定	分野	課題・目的	機能	周知	動機付け	阻害要因	組合せその他	設計事項技術常識	効果	その他
キト 4	無 ↓ 消		21.4.27 平成 20(行ケ)10121 3 部	0・6 1・3	「切換弁」 F16K	引 1：特開平 6-75018 引 2：実開平 6-49565	○ *	○ 実質差 なし					◎ 後出し ため			◎ 非容易	△	* 「上面側…」とは厳密な意味でない ・ 審決に理由を付す趣旨 ・ 事後分析回避要 ・ 新たな理論追加 ・ 意見機会付与・再審理が相当
キト 5	無 ↓ 有		21.7.29 平成 20(行ケ)10338 3 部	0・9 0・10	「ダイセット」 B21D	引 1：特開平 6-7859 引 2：実開昭 56-87223 周 1：実開昭 55-84508		○ 実質的 相違が 存在 *		△ 異なる			△ *			◎ 非容易 **		・ 審決理由記載の趣旨 ◎ ・ 合理性担保と恣意抑制要 ◎ ・ 被告の後出し引例を用いた予備的主張採用でさす◎ * 周知例と引用例の相互の矛盾を説示すること要 ** 本発明の技術的意義に想到せず
キト 6	無 ↓ 有		21.7.30 平成 20(行ケ)10444 1 部	2・3 0・8	「尿取りパッド」 A61F	引 1：特開平 9-38126 引 2：USP3368561 公(周)1：実開平 6-67340	◎ *	◎ **									◎ 見込まれる	* クレーム記載の無意味化不可 ** 文言的に無理、不当な同視
キト 7	無 ↓ 消		21.9.1 平成 20(行ケ)10405 4 部	2・5 0・10	「インクカートリッジ」 B41J	引：特開 2002-19135		◎ 示唆 ない		◎ 細部で 異なる			◎ それな りの要				◎ ではない	・ 審決の周知文献引用不適
キト 8	無 ↓ 消		21.11.26 平成 21(行ケ)10153 2 部	? 0・8	「切削工具インサート」 B23B	引：USP2,944,323		◎ 特徴 部分の 開示 ない *										・ 出願人外国人 * 序主張は「本願発明の内容から引用発明の内容を規定」◎
キト 9	無 ↓ 有		21.12.22 平成 21(行ケ)10080 4 部	2・4 1・1	「使い捨て温熱身体ラップ」 A61F	引 1：USP5,674,270 引 2：特開平 11-19112 参 2：登録実用新案 第 3022784		○		◎ 当然 要求 でない	◎ 機能・ 意義は 本質的 に 異なる	○ *	◎ 不存在 ×字状 のみを 取り出 す				◎ 当然に 要求 される 事項で ない **	・ 出願人外国人 * 周知と認めるに足る証拠がない ** 必然的に X 字型になるわけではない
キト 10	無 ↓ 消		21.12.25 平成 21(行ケ)10132 2 部	? 0・10	「一又は二以上の凹みを備えた 鋳造され鋳造される部分の製造 方法及びそれを実施する装置」 B21J	引：特開平 7-195136	○ 最終 製品の 形状	○ *									◎ 普通に 採用す る事項 でない	・ 出願人外国人 * 「最終製品の形状」に同じとすることは想定されていない ・ 他に適切な引用例があるかどうか等も含めて審理判断が望まれる
キト 11	無 ↓ 消 ↓ 消		21.12.28 平成 21(行ケ)10125 3 部	0・2 0・11 トータル 5・6	「作業アームレスト」 A47C	刊 1：実開昭 60-44651 周 1：? 周 2：?	△ 弾性 的 支 柱	◎ *										・ 出願人外国人 ・ 手続違反◎ 審決に係る拒絶理由は、「新たな拒絶の理由」に該当 * 引用発明における「支柱」は、本願発明の「弾性的支柱」に相当するとして審決の認定は誤り
キキ 1	無 ↓ 無		21.1.28 平成 20(行ケ)10189 3 部	1・9 0・11	「ローディング及びアンローディング用ステーション」 H01L	刊 1：特開昭 62-264637 周 1：特開平 5-82624 周 2：特開平 7-14906	△ *						△ *					* キーの回転によりロックが解除されることまでは認められず ・ 出願人外国人
キキ 2 未	無 ↓ 無		21.2.26 平成 20(行ケ)10267 2 部	1・5 0・7	「ギヤドモータのシリーズ」 H02K	引 1：特開平 5-240313 引 2：特開 2000-232755 甲 10(周知例)：	△	△		△			△	△	△ 干渉	○ 適用 補充	△	・ 密接不可分 ・ 「文言上でのみ構築」 ・ 構成要件の取り込み
キキ 3	無 ↓ 無		21.2.26 平成 20(行ケ)10162 4 部	2・5 0・10	「輸液用栓体の成形方法」 A61J	引：特開平 2001-187110 周 1：特開昭 49-131269 周 2：特開 2001-327576	◎ 理解で きなく も ない *	○ 除理 由 なし	△	○ 記載・ 示唆が 適宜 考慮し 得た		△ 認定 誤り なし		△ 認めら れない	○ 適用 **	○ * 必然的 適宜 決定 し得た ***	* 「エラストマーのみからなる」の意義の記載ない ** 周知事項の適用は適宜考慮できる *** 設計事項によりもたらされる ・ 事後的分析でない	
キキ 4	無 ↓ 無		21.2.26 平成 20(行ケ)10318 4 部	1・10 0・6	「窓の自動開閉システム」 E05F	引：特開 2000-8710 周 1：特開昭 63-130885 周 2：実開平 7-26569	△						△				○ *	* 本願発明が奏するものでない、記載ない、予測しうる
キキ 5	無 ↓ 無		21.3.11 平成 20(行ケ)10312 1 部	2・0 0・10	「全面口腔ブラシ」 A46B	引 1：実開平 6-15532 引 2：実開平 5-28226	○ 図を 参照 して 認定 「全て の面」	△		△ 同一						△ 適用	○ 適用 すれば 同等 効果	・ 出願人外国人

平成 21 年言渡し審決取消訴訟判決に見る進歩性判断（機械分野を主として）(1)

No.	進歩性の有無	結論に影響を及ぼす審決の誤り	言渡日 事件番号 担当部	審理期間 年・月	発明の名称 国際分類	主たる先行技術	争点パターン															
							本件発 明認定	引例 認定	分野	課題・ 目的	機能	周知	動機 付け	阻害 要因	組合せ その他	設計事項 技術常識	効果	その他				
キキ 6	無 ↓ 無		21.4.27 平成 20(行ケ)10120 3部	0・6 1・2	「切換弁」 F16K	引 1：特開平 8-75018 引 2：実開昭 49-117465 周：特開平 8-11667	○ *	○ 解する のが 自然	△ 一般												○ 予測 可能	*引用発明の構成除外 されていない *引用発明の構成削 除に困難なし *一般的に知られた 技術の組合せに格 別困難ない
キキ 7	無 ↓ 無	補正 判断 誤り	21.5.26 平成 20(行ケ)10394 4部	2・4 0・5	「押しピンおよびそ のカートリッジ」 B43M	引 1：実開昭 63-179197 引 2：実開昭 63-92796		◎ クレ ーム 不限 定 →限 定 把 握 の 理 由 不 い								△	○ 技術 思想 同	○ 自然 な 発 想 当 然 な し え た		○ *	・補正、「明りよでない 記載の釈明」,「減 縮」に当る○ ・不明瞭釈明 OK ・通知理由のみ OK ・限縮 OK *組み合わせたものか ら格別顕著でない	
キキ 8	無 ↓ 無		21.6.29 平成 20(行ケ)10330 3部	0・10 0・10	「角コラムの溶接裏 当て用銅板」 B23K	引 1：実開昭 63-157497 引 2：特開平 8-155679	△ *	△ 示唆 あり	△ 同一										○ 当然 の 事 柄	◎ *** ***	*本願明細書には溶け 込み深さに関する記 載や示唆はない ・数値限定の臨界的意 義なし(範囲外でも 効果あり) *実験成績証明書 参照しても顕著な作 用効果あると認めら れない *数値範囲全てで 効果あると明らかで ない	
キキ 9	無 ↓ 無		21.6.30 平成 20(行ケ)10242 4部	0・5 1・3	「貫流ボイラの始動 方法」 F22B	引 1：特開昭 59-195009 引 2：実開平 1-136204		○ 記載 なし	△													・出願人外国人 *主たる目的は異なる ものの共通の課題を 含む
キキ 10	無 ↓ 無		21.7.14 平成 20(行ケ)10360 4部	2・10 0・9	「ハンガー」 A47G	引 1：実公昭 37-17367 引 2：実開昭 63-117359 周 1：実公昭 12-14998															△ 予測 内	
キキ 11	無 ↓ 無		21.7.21 平成 20(行ケ)10337 2部	? 1・1	「医療機器」 A61B	引：特開平 2-198549 周 1：USP5607304 周 2：特開昭 62-104640		○ 原文 より 日本 文 示 唆 足 り う る	○ 分野 を 問 わ ず 用 い ら れ る 基 礎 的 な 技 術	△ 共通												・出願人外国人 ・共通の発想
キキ 12	無 ↓ 無		21.7.27 平成 20(行ケ)10404 3部	2・10 0・11	「外洋運搬船」 B63B	引 1：特開昭 61-241293 引 2：特開平 3-128791 周 1：特公昭 51-20797															△ 自 明	・出願人外国人 ・審決判断の違法性 に関係ない主張
キキ 13	無 ↓ 無		21.9.8 平成 20(行ケ)10479 4部	2・3 0・8	「大型積層物の成形 方法 および成形用金型」 B29C	引 1：特開平 3-073324 引 2：特開平 4-049018 引 3：特開平 9-277305		○ 効果 矛盾	△												△ 不 記 載 予 測 可	
キキ 14	無 ↓ 無		21.9.9 平成 21(行ケ)10088 1部	0・9 0・5	「万力の機械式締付 機構」 ?	引：USP4,384,707		△ 特 定 な し	△													
キキ 15	無 ↓ 無		21.9.10 平成 20(行ケ)10385 2部	? 0・10	「位置制御装置」 G05D	引：特開昭 60-69301		△ 読 み 取 れ る	○ *** ***												△ 引 用 発 明 と 機 能 同 → 効 果 同	*「弁」と「絞り」は 共通 *当業者であれば容 易に読み取れる *解するのが自然 ・合理的 ・変更△ *様々な分野で 普通に行なわれている こと
キキ 16	無 ↓ 無		21.9.24 平成 20(行ケ)10419 2部	1・8 1・1	「タンクおよびその ライナ」 B65D	刊 1：特開平 6-39956 (同一出願人) 乙 2：特開平 8-156994 乙 3：特表平 8-501361 (原告提出)		△ 蓋 然 性 高 い 強 く 示 唆	○ 近 接 し て い ない ?												△	・出願人外国人 ・数値限定、技術的意 義の記載ない ・本願に具体的な実施 例の記載ない ・範囲は重複している
キキ 17	無 ↓ 無		21.10.6 平成 21(行ケ)10040 4部	1・10 0・8	「エアシリンダー 用 ブレーキ装置」 F15B	引 1：実公昭 57-52404 引 2：特開昭 59-223551		△	△												△ △	
キキ 18	無 ↓ 無		21.10.21 平成 21(行ケ)10012 1部	1・2 0・9	「コネクタ」 H01R	引 1：特開平 10-208810 引 2：特開 2002-42939 引 3：特開平 11-31561		△ 認 定 の 不 足 な し	○ 大 き な 相 違 な し 弾 性 支 柱	○ *	△										△ 引 例 同 様	*引 1 と引 2 は同一技 術分野→適用容易

No.	進歩性の有無	結論に影響審決の誤り	言渡日 事件番号 担当部	審理期間 年・月	発明の名称 国際分類	主たる先行技術	争点パターン														
							本件発明認定	引例認定	分野	課題・目的	機能	周知	動機付け	阻害要因	組合せその他	設計事項技術常識	効果	その他			
キキ 19	無 ↓ 無	あり?	21.10.28 平成 21(行ケ)10011 3部	1・7 0・10	「合成樹脂製塊体」 B65D	引：実開平 6-69114	△	△											△	◎ *	・数値限定○ 格別な技術的意義を有することについての記載・示唆ない *「意匠性高い」は技術的效果ではない
キキ 20	無 ↓ 無		21.11.30 平成 21(行ケ)10085 3部	1・11 0・8	「パンツ型の使い捨て着用品」 A61F	引1：特開平 9-99006 引2：特表平 10-508519			△ 共通する	△ 共通する	△ 引例も有する							△ 適宜設定 当然行なう	△ 引例と相違ない	・数値限定	
キキ 21	無 ↓ 無		21.12.22 平成 21(行ケ)10076 4部	1・4 1・0	「基板から素子を切り取る装置及び方法」 H01L	引1：特開 2001-170786 周1：中村昌弘「日本カンタム・アザインのLD励起固体UVレーザ発振器」(「Electronic Journal」92号) 周2：特開 2002-124772	△ 「残骸の吸引」の記載ない	○ * 技術的思想										△	○ ** ***	・出願人外国人 *技術的思想は本願発明の場合にも妥当する **証拠から、出願時の技術常識と認定 ***適宜工夫して選択できる	
キキ 22	無 ↓ 無		21.12.24 平成 21(行ケ)10121 2部	? 0・7	「回転テーブル装置、及び、工作機械」 B23Q	刊1：特開平 5-305538 刊2：特開昭 61-236459	○ 「直接付け」の意義	○ *	△ 異なる									△	○	△ 予測可能 *機構自体に特段の差異ない	
キキ 23	無 ↓ 無		21.12.28 平成 21(行ケ)10199 3部	0・5 0・5	「雨水侵入阻止機能と破壊阻止機能とを有するルーバー羽根」 E06B	引：特開平 11-324522	△ 「相違の看過」 「挿着」														

パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長

会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載号** 2010年9月号以降順次
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※お手数ですが、原稿冒頭に要約を掲載しますので、400字程度の要約文章の作成をお願い致します。
- 応募予告** メールまたはFAXにて応募予告をして下さい。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の住所・氏名・所属・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文締切** 2010年7月30日（金）（原則先着順とさせていただきます。）
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 3-4-2
- 選考方法** 当委員会の委員で構成される選考委員会にて審査します。
審査の結果、不掲載とさせていただきますことでもありますので、予めご承知ください。